

予 定
令和3年度

働き方改革



36協定の届出は
お済みですか？



推進支援助成金のご案内

申請の場合は4月1日までに「36協定の届出が必須」となる予測*

*令和2年度より支給対象事業主の要件として36協定の届出が必須となりました。よって令和3年度は年度はじめの令和3年4月1日までに「36協定が締結・届出されていること。」がポイントになってくると予測されます。

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース

いずれか1つ

上記いずれかのコースを制度導入することで、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新に対して上限金額100万円(税込)の助成金をご活用いただけます。

ー 令和元年度・2年度の主な交付決定設備 ー

- ・ユニットの入替・増設
- ・レセコン
- ・口腔外バキューム
- ・ハンドピース
- ・デジタルレントゲン
- ・滅菌器
- ・自動注油機
- ・レーザー
- ・自動釣銭機
- ・印象材練和器
- ・マイクロスコープ
- ・高圧洗浄機
- ・技工用CAD/CAM
- ・双眼ルーペ
- ・超音波洗浄器 etc.

【 まずはご相談・・・(3月12日まで※早割りあり) 36協定 届出(3月末まで) 】

※早割の内容については弊社社員にお問い合わせください



- 1) 早期申込コース(助成金を活用したいお客様)
- 2) 仮申込コース (助成金を検討したいお客様)



※いずれのコースをご選択されても36協定の届出を3月末迄に優先して行います。

申請が完了しなかった場合、
全額ご返金いたします。

【弊社推奨のサポート業者で、弊社製品300万円(税別)のユニットを導入した場合】*1

項目	支出額	助成金支給額	実質負担
コンサル料	¥200,000		¥200,000
就業規則等 変更・届出	¥110,000	¥82,000	¥28,000
設備導入	¥3,000,000	¥918,000	¥2,082,000
成功報酬(9%)	¥90,000		¥90,000
合計	¥3,400,000	¥1,000,000 *2	¥2,400,000

税別300万円の設備機器導入+36協定届出・就業規則・労使協定の
作成が実質、約240万円で可能となります。

*1 弊社は、当該サポート業者に取り継ぎのみを行い、本表は当該サポート業者に業務委託をされた場合の例となります。本件についてご不明な点は裏面のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

*2 助成金支給額のみ税込表記です(その他は税別表記)。これらは弊社製品の導入の申請に限った金額です。弊社製品以外での費用に関してはこれの限りではありません。

働き方改革推進支援助成金って？

生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業や小規模事業者を助成するもの。労働時間の設定改善の促進が目的です。



対象事業主と支給対象となる取組

対象事業主

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であること。
2. 交付申請時点及び支給申請時点で、36協定を締結・届出していること。（※2）
3. 年5日以上の有給休暇に対応した「就業規則」を整備していること。（※2）
4. 年次有給休暇管理簿で有給管理が行われていること。

（※1）中小企業事業主の範囲 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

（※2）同助成金事業実施計画で指定した全ての事業場が対象です

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

詳細は、厚生労働省のホームページにも記載がありますが、ご希望の方は株式会社ジーシーまで、お問い合わせください。
当該サポート業者様へのご案内を含め、ご説明させていただきます。



取組

■勤務間インターバル

- ・終業から始業までを11時間以上確保し、実行すること。

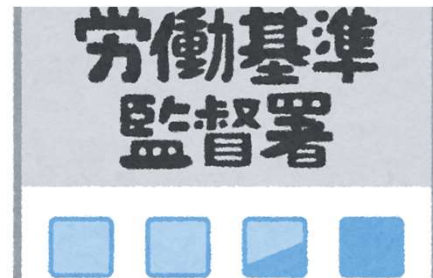
■労働時間短縮・年休促進支援コース

- ・すべての対象事業場において、特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇)の規定をいずれか1つ以上を新たに導入(就業規則)すること。
- ・全ての対象事業場に、時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入(就業規則)すること。

36(サブロク)協定届を出し忘れていませんか？

時間外(残業)又は休日労働をさせるためには、36協定届が必要です！
労働基準法では従業員の方に**法定労働時間を超えて**、または**休日に働いてもらうためには**、「時間外労働・休日労働に関する協定」(36協定届)を書面によって締結し、**事前に管轄の労働基準監督署に届出しなければならぬと定められています。(1年に1回届出が必要)**

36協定届の届出がなく、法定労働時間を超える労働又は休日に労働をさせてしまうと、労働基準法違反となってしまいます。



お申込みはGCまたは(株)TKキャリアまで・・・

(株)TKキャリア FAX：048-940-5392

医院(技工所)様名				様
ご担当者様名	様	役職		
ご住所	〒 -			
お電話番号	()	FAX番号	()	
E-mail(必須)	@			
導入予定設備		導入予定月	年	月頃
販売店	有限会社 西京歯科商会		ご担当者様	様

* ご記入いただく内容につきましては、ご案内の助成金に関わる業務での使用ならびに、同様のご案内以外では使用致しません。

お問い合わせ先

株式会社 ジーシー 

支店
営業所

●東京 (03) 3813-5751 ●大阪 (06) 4790-7333
●北海道 (011) 729-2130 ●名古屋 (052) 757-5722
●東北 (022) 207-3370 ●九州 (092) 441-1286